

高等職業訓練促進給付金制度

ひとり親家庭のお母さん又はお父さんの就職に有利で、生活の安定につながるような資格の取得を支援するために、資格取得のための専門学校等の受講期間について、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給することによって、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的としたものです。

対象資格

・看護師（准看護師を含む。）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、言語聴覚士、公認心理士、行政書士、芸員、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格

・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練給付の指定講座で、訓練期間を6月以上要し就職に有利となる資格

対象者

鎌倉市在住の20歳未満の児童を扶養している、ひとり親家庭のお母さん又はお父さんで、次の条件をすべて満たす方

- ① 所得（就労等による所得の額＋養育費の8割）が児童扶養手当の所得制限限度額未満であること
- ② 専門学校等の養成機関で、半年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ④ 過去に高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練就業支援給付金等を受給していないこと

※訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付（求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等）を受けている場合は、対象になりません。

支給額

高等職業訓練 促進給付金 (毎月)	市民税非課税世帯	月額 100,000 円（最終学年のみ 140,000 円）
	市民税課税世帯	月額 70,500 円（最終学年のみ 110,500 円）
高等職業訓練 修了支援給付金 (修了時)	市民税非課税世帯	50,000 円
	市民税課税世帯	25,000 円

令和6年度から、母子・父子家庭の方が看護師、介護福祉士、保育士の資格を取得するため養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金にさらに県独自の給付金を上乗せして支給します。

扶養している児童が2人以下の世帯：月額3万円を上乗せ

扶養している児童が3人以上の世帯：月額5万円を上乗せ

- ※高等職業訓練促進給付金を受給している方であれば、神奈川県社会福祉協議会から入学時と卒業時の準備金を借りられる貸付金（条件有り）もあります。
- ※申請者及びその同一世帯に属する方（民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で生計が同じ方を含む）の市民税が非課税か課税かによって分けられます。
- ※高等職業訓練修了支援給付金は、課税の対象となりますので、詳しくは税務署等にご確認ください。

支給期間

修業期間のうち、**上限は4年間**となります。

支給は月を単位として支給します。

修了支援給付金は、養成機関において養成課程を修了した後に支給します。

裏面に続きます ⇒

申請手続きについて

事前相談（随時実施しています）を受けていただき、支給対象者として認定された方に支給します。
ご希望の方はお早めにお問い合わせ下さい。

<手続きの流れ>

事前相談

ご予約の上、こども相談課窓口にお越しください。
⇒生活状況や取得予定の資格についてお話をお伺いします。



通学開始

支給申請

通学開始月以降、（第 1 号様式）高等職業訓練促進給付金等支給申請書と添付書類を郵送または持参して、申請してください。



支給決定

後日、（第 2 号様式）高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書をお送りします。また、毎月ご提出いただく（第 3 号様式）出席状況確認書を同封します。



出席状況確認書の提出（毎月）

毎月、学校の証明印が押された出席状況確認書をこども相談課へご提出ください。
※郵送可
・必ず毎月翌月の10日（土日の場合は翌開庁日）までに提出して下さい。
・郵便で送付する際も10日までにこども相談課必着で送付して下さい。
・夏休みなどの長期休暇で授業が1日も無い月があっても提出が必要です。

※支払について※

- ・毎月10日までにこども相談課に出席状況確認書が届いた場合、提出日の3週間以降の金曜日にお支払いします。
- ・夏休みなどの長期休暇で授業が1日も無い月でもお支払いします。



進級

学年があがるごとに、（第 1 号様式）高等職業訓練促進給付金等支給申請書と添付書類の提出が必要です。

※履修期間が2年以上の場合には、毎年4月に申請手続きが必要となります。



卒業

要件に該当する場合は、修了支援給付金を郵送または持参で申請してください。
（修了日から30日以内）

よくある質問

■ 児童扶養手当が支給停止となっていますが、対象となりますか？

対象となる所得については、本人所得が児童扶養手当支給水準であれば、扶養義務者の所得超過等で児童扶養手当支給停止となっている場合でも、受給可能です。

※支給額は、課税世帯・非課税世帯で金額が異なる為、扶養義務者を含めた世帯全員の収入を把握いたします。扶養義務者（同居親）なども含め、全員が非課税であれば、非課税世帯の区分となりますが、おひとりでも課税の方がいれば、ご本人の収入が非課税でも、課税の区分となります。

■ 給付金を受給している間にこどもが20歳になりますが、対象となりますか？

お子さんが20歳になる月までを対象に、支給をすることが可能です。

■ 生活保護を受給している場合は、対象となりますか？

保護費の決定に影響があるため、必ず生活保護の担当に相談し、確認をしてください。

■ オンライン学習や通信は、対象になりますか？

通学制が原則となりますが、オンライン学習（インターネット環境を利用し、同時かつ双方向に行われるものに限る。）については対象となる場合があります。なお、予め録画・制作した映像等を利用するe-ラーニング等による講座は、原則対象としては認められません。

		給付対象	備考
通学		○	
オンライン学習		○	同時かつ双方向に行われるもの
通信	インターネットを利用しない	△	やむを得ない場合
	インターネットを利用する (e-ラーニング等)	△	やむを得ない場合

お問い合わせ・事前相談

こども家庭センター（本庁舎1階42番窓口）

TEL：0467-61-3897（直通）